

登別市中小企業者事業資金利子補給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登別市中小企業振興条例（昭和56年条例第13号）第8条に基づき、登別市中小企業特別融資制度（以下「融資制度」という。）の事業資金に対して行なう利子補給について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定するもの
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するもの
- (3) 小規模企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第2項に規定するもの
- (4) 事業者 中小企業団体、中小企業者及び小規模企業者
- (5) 団体事業資金 融資制度において市内の中小企業団体を融資対象として融資される団体事業資金
- (6) 小口事業資金 融資制度において市内の小規模企業者を融資対象として融資される小口事業資金
- (7) 新分野進出支援資金 融資制度において市内の中小企業団体及び中小企業者を融資対象として融資される新分野進出支援資金

(利子補給の対象)

第3条 この要綱による利子補給の対象となる資金は、融資制度の事業資金のうち、次の各号に定める資金とする。

- (1) 設立後3年未満の中小企業団体が借受けた団体事業資金
- (2) 小口事業資金
- (3) 新分野進出支援資金

(承認申請)

第4条 前条各号に定める資金の貸付けを受けた事業者が利子補給を受けようとするときは、中小企業者事業資金利子補給承認申請書（別記第1号様式。以下「承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(承認の可否)

第5条 市長は、前条の承認申請書を受理し、その内容を審査のうえ承認することに決定したときは、中小企業者事業資金利子補給承認通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(利子補給の率)

第6条 利子補給率は、次のとおりとする。

- (1) 団体事業資金 年1.5%
- (2) 小口事業資金 年0.4%
- (3) 新分野進出支援資金 年0.7%

(利子補給金の額)

第7条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間（以下「計算期間」という。）における第3条各号の資金につき、その融資残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、前条に基づく率で計算した金額とする。

(利子補給金の請求)

第8条 第5条の承認を得た事業者が、利子補給金の交付を受けようとするときは、計算期間経過後速やかに中小企業者事業資金利子補給金交付請求書（別記第3号様式。以下「請求書」という。）に利子補給金計算書（別記第4号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定)

第9条 市長は、前条の請求書を受理し、その内容を審査のうえ利子補給金を交付することに決定したときは、中小企業者事業資金利子補給金交付決定通知書（別記第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第10条 市長は、貸付を受けた事業者が当該借入金を借受目的以外の目的に使用したときは、事業者に対する利子補給を打ち切るものとする。

2 市長は、事業者の責に帰すべき理由により事業者がこの要綱に違反したときは、利子補給を打ち切り又はすでに交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（昭和56年訓令第9号）

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年訓令第14号）

この要綱は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則（平成16年訓令第3号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令第10号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の登別市中小企業者事業資金利子補給要綱の規定は、平成22年4月1日以後に融資の決定がなされた融資について適用し、同日前に決定がなされた融資については、なお従前の例による。

別記第1号様式

中小企業者事業資金利子補給承認申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所
氏 名

登別市中小企業者事業資金利子補給要綱第4条の規定に基づき、次のとおり利子補給を受けたいので関係書類を添えて申請します。

- 1 借 入 金 額
- 2 借入資金の用途
- 3 借 入 期 間
- 4 借入金融機関名

別記第2号様式

中小企業者事業資金利子補給承認通知書

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

年 月 日付で申請のあった中小企業者事業資金利子補給については、承認することに決定したので通知します。

別記第3号様式

中小企業者事業資金利子補給金交付請求書

年 月 日

登別市長 様

請求者 住 所
氏 名

一金 円也

ただし、登別市中小企業者事業資金利子補給として

(明細書別紙のとおり)

別記第4号様式

利子補給金計算書

自 年 月 日 (取扱金融機関)

至 年 月 日

氏名又は名称	融資名	種別	使途	融資額	貸出日	期限
				円		

回数	計算期間						日数	残高	積算	平均残高	備考
	自		至								
							日	円	千円	円	
合 計											

期首残高	円	
償還額		
期末残高		
平均残高		
償還日数		
補給利率		
補給額		

別記第5号様式

登別市指令第 号

中小企業者事業資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日

様

登別市長

年 月 日付で請求のあった中小企業者事業資金利子補給金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交 付 内 容	交 付 額	円
	交 付 期 日	年 月 日
	交 付 方 法	
連 絡 事 項		
備 考		